

岡山県公報		目次		発行 岡山県	
				担当課（室）	
〇 特定計量器定期検査				産業企画課	目次
〇 急傾斜地崩壊危険区域の指定				防災砂防課	
【公告】					
〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了				建築指導課	
〇 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃 〃			

◎岡山県告示第四百六十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成三十年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場	所	期	日
井原市	岡山西農業協同組合美星支店	平成三十年 十月九日	一〇三〇〃	〇
〃	〃	〃	一三三〇〃	〇
〃	西部いこいの里	十日	一〇三〇〃	〇
〃	岡山西農業協同組合井原北支店	〃	一三三〇〃	〇
〃	青野店舗	〃	一五〇〇〃	〇
〃	井原市芳井生涯学習センター	十一日	一〇三〇〃	〇
〃	〃	〃	一三三〇〃	〇
〃	岡山西農業協同組合井原東支店	十二日	一〇三〇〃	〇
〃	〃	〃	一三三〇〃	〇
〃	井原市地場産業振興センター	十五日	一〇三〇〃	〇
〃	〃	〃	一三三〇〃	〇
〃	〃	十六日	一〇三〇〃	〇
〃	〃	〃	一三三〇〃	〇
〃	〃	十七日	一〇三〇〃	〇
〃	〃	〃	一三三〇〃	〇
〃	〃	十八日	一〇三〇〃	〇
〃	〃	〃	一五〇〇〃	〇

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関

一般社団法人岡山県計量協会

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

西栗坂地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市栗坂字竹ノ端一七〇番

一号及び二十号

一六八番二

二
号

一六六番六

三
号

一六六番九

四号

字二ツ塊六五一番一

五号及び六号

六五二番二

七号

六五三番一

八号

六五三番四

九号から十一号まで

五五〇番一

十二号から十四号ま

で、十六号及び十七

号、十九号

五五〇番八

十五号及び十八号

〔四二二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字東竹原四二―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野二四一―一 ジャン・リーブ B二〇二

狩屋 千明

三 許可番号

岡山県指令建指第三五九号

〔四二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市神代字藤ヶ塚一九―一、二〇―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市河面一〇〇六―二

前田畜産運送有限会社

代表取締役 前田 憲治

三 許可番号

岡山県指令建指第六三号

〔四二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市神代字藤ヶ塚一九―一、二〇―一

二 公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市河面一〇〇六―二

前田畜産運送有限会社

代表取締役 前田 憲治

五 許可番号

岡山県指令建指第六三号